

JIS

アセットマネジメント－ マネジメントシステム－要求事項

JIS Q 55001 : 2017
(ISO 55001 : 2014)
(JSA)

平成 29 年 8 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	東京大学
(委員)	伊 藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	宇 治 公 隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	中 村 一	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	槇 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣，国土交通大臣 制定：平成 29.8.25

官 報 公 示：平成 29.8.25

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] 又は国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 組織の状況	2
4.1 組織及びその状況の理解	2
4.2 ステークホルダーのニーズ及び期待の理解	2
4.3 アセットマネジメントシステムの適用範囲の決定	2
4.4 アセットマネジメントシステム	3
5 リーダーシップ	3
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	3
5.2 方針	3
5.3 組織の役割, 責任及び権限	4
6 計画	4
6.1 アセットマネジメントシステムに関するリスク及び機会への取組み	4
6.2 アセットマネジメントの目標及びそれを達成するための計画策定	4
7 支援	5
7.1 資源	5
7.2 力量	6
7.3 認識	6
7.4 コミュニケーション	6
7.5 情報に関する要求事項	6
7.6 文書化した情報	7
8 運用	8
8.1 運用の計画策定及び管理	8
8.2 変更のマネジメント	8
8.3 外部委託	8
9 パフォーマンス評価	8
9.1 監視, 測定, 分析及び評価	8
9.2 内部監査	9
9.3 マネジメントレビュー	9
10 改善	10
10.1 不適合及び是正処置	10
10.2 予測対応処置	10
10.3 継続的改善	10

	ページ
附属書 A (参考) アセットマネジメントの活動に関する情報.....	11
参考文献.....	12
解 説.....	14

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣、国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

アセットマネジメント—マネジメントシステム— 要求事項

Asset management—Management systems—Requirements

序文

この規格は、2014年に第1版として発行された **ISO 55001** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

この規格は、“アセットマネジメントシステム”と呼称される、アセットマネジメントのためのマネジメントシステムの確立、実施、維持及び改善の要求事項について規定する。

この規格は、あらゆる組織によって使用され得る。組織は、この規格を、どのアセットに適用するのかを決定する。

この規格は、主に、次の人々による使用を意図している。

- アセットマネジメントシステムの確立、実施、維持及び改善に従事する人々
- アセットマネジメントの活動の実践に従事する人々及びサービス提供者
- 法令、規制及び契約上の要求事項、並びに組織自体の要求事項を満たす組織の能力を評価するための内部及び外部の団体

この規格において示している要求事項の順序は、それらの重要性を反映しているものではなく、又はそれらが実施される順序を意味しているものでもない。

この規格中の要求事項の適用に関する更なる指針は、**JIS Q 55002** に示す。

アセットマネジメントに関する一般的な情報及びこの規格に適用可能な用語に関する情報は、**JIS Q 55000** に示す。組織は、その原則を考慮することが、組織におけるアセットマネジメントの策定を助けることを見出すことができる。

この規格は、**JIS Q 31000** 及び **JIS Q 0073** に規定する“リスク”の定義を適用する。さらに、“利害関係者”という用語ではなく、“ステークホルダー”という用語を使用する。

この規格は、組織が、そのアセットマネジメントシステムに関連するマネジメントシステムの要求事項と整合させ、統合させることができるよう設計されている。

附属書 A は、アセットマネジメントの活動に関連する領域の追加的な情報を示す。

1 適用範囲

この規格は、組織の状況におけるアセットマネジメントシステムの要求事項について規定する。

この規格は、全てのアセットの種類に適用し、全ての種類及び規模の組織によって適用することができる。

注記 1 この規格は、特に物的アセットを管理することに適用することを意図しているが、他のアセ